

## 第15回 制度設計専門会合 事務局提出資料

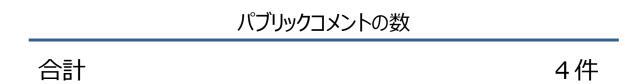
(ネガワット取引に係るガイドラインのパブリックコメント募集の結果等について)

平成29年1月26日(木)



## パブリックコメントの募集の結果

- 平成28年12月5日から平成29年1月10日までの間、「適正な電力取引についての指針」改定案について、パブリックコメント手続を実施した
- 受領したパブリックコメントは合計 4 件である



## パブリックコメントの内容及び考え方(独占禁止法関連部分を除く)

| No. | 該当箇所                        | パブリックコメント(要旨)   | 考え方   |
|-----|-----------------------------|---|---|
| 1   | 第二部 コンス・取引分野 (第二部第二部 コンスでの) | ■ ネガワット取引は「電源調達手段の<br>多様化を通じて電気の小売市場の<br>競争活性化に資するもの」とあるが、<br>ネガワット取引は小売市場だけでな<br>く卸売市場の競争活性化にも活用<br>されるべきである。ネガワット事業者<br>と小売事業者の相対契約ではなく、<br>市場を通じた取引によってネガワット<br>が活用されなければ、「発電容量を<br>合理的な規模に維持することで、<br>効率的な電気の安定供給の実現<br>に資する」ことはできないと考える。<br>なぜならば、ネガワットの量と価格が<br>市場を通じてオープンにならなけれ<br>ば、ネガワットによってどれほどの発<br>電設備が代替されうるかを他の事<br>業者が判断することが困難となるか<br>らである。 | ■ いただいたご意見を踏まえ、ネガワット 取引の利用は卸電力市場の活性化 にも資する旨を追記しました。 |

## 今後の方針

● パブリックコメント手続の結果を受けて、「Ⅲ ネガワット取引分野における適正な電力 取引の在り方」において、若干の修正を行うこととしたい

修正案(該当箇所のみ抜粋) ※赤字が今回の意見を踏まえた修正箇所

| 修正後   | 修正前  |
|---|--|
| Ⅲ ネガワット取引分野における適正な電力取引の<br>在り方  | Ⅲ ネガワット取引分野における適正な電力取引の<br>在り方   |
| 2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為   | 2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為  |
| ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為  | ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為   |
| ① ネガワット取引の公正かつ有効な利用<br>ネガワット取引は、発電容量を合理的な規模に維持することで、効率的な電気の安定供給の実現に資するとともに、電源調達手段の多様化を通じて <u>卸電力市場の活性化や</u> 電気の小売市場の競争活性化にも資するものである。このため、ネガワット取引に関係する当事者は、ネガワット取引の普及に向けて公正かつ有効にネガワット取引を利用することが期待される。<br>(略) | ① ネガワット取引の公正かつ有効な利用<br>ネガワット取引は、発電容量を合理的な規模に維持することで、効率的な電気の安定供給の実現に資するとともに、電源調達手段の多様化を通じて電気の小売市場の競争活性化にも資するものである。このため、ネガワット取引に関係する当事者は、ネガワット取引の普及に向けて公正かつ有効にネガワット取引を利用することが期待される。<br>(略) |

注) 独占禁止法に関する部分については公正取引委員会において審議・決定される